

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛知県岡崎市美合町字入込 63 番地 19

氏 名 株式会社 毎日商会  
代表取締役 西田 勝志

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

岡崎市長 内 田 康 宏



許 可 の 年 月 日 令和 元年 9 月 17 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 6 年 4 月 7 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

(1) 事業の区分

中間処分（圧縮、押出成型、減容固化、選別、破碎）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 1 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

イ 押出成型

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず

以上 3 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

ウ 減容固化

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 1 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 選別

汚泥（廃電池に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 8 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

オ 破碎

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、木くず  
以上 2品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

愛知県岡崎市八帖南町字琉球島 6 番 5

イ 設置年月日

平成 19 年 6 月 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

21.72t/日 (2.715t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(2) 押出成型施設

ア 設置場所

愛知県岡崎市八帖南町字琉球島 6 番 2

イ 設置年月日

平成 14 年 5 月 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

16.6t/日

紙くず

3.3t/日

木くず

20.7t/日

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(3) 減容固化施設

ア 設置場所

愛知県岡崎市八帖南町字琉球島 4 番 6

イ 設置年月日

平成25年1月4日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

0.4t/日（0.05t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(4) 選別施設

ア 設置場所

愛知県岡崎市八帖南町字琉球島12番1、12番2

イ 設置年月日

平成29年2月9日

ウ 処理能力

汚泥（廃電池に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

59.953m<sup>3</sup>/日（7.4942m<sup>3</sup>/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(5) 選別施設

ア 設置場所

愛知県岡崎市八帖南町字琉球島4番5、6番2

イ 設置年月日

平成29年3月10日

ウ 処理能力

汚泥（廃電池に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

許可番号第 10520038741 号

104.16m<sup>3</sup>/日 (13.02m<sup>3</sup>/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(6) 破碎施設

ア 設置場所

愛知県岡崎市八帖南町字琉球島6番2

イ 設置年月日

令和元年9月30日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

2.22t/日 (0.2775t/時間)

木くず

2.06t/日 (0.2575t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年10月31日 変更許可

平成19年 4月 8日 更新許可 (平成19年 7月19日通知)

平成19年10月24日 変更許可 (圧縮施設の追加)

平成22年 8月 4日 変更許可 (破袋・選別施設の1品目増加)

平成24年 4月 8日 更新許可 (優良認定) (平成24年 7月 6日通知)

平成26年 9月25日 変更許可 (選別施設の2品目増加)

令和 元年 9月17日 更新許可

令和 元年10月21日 書換 (破碎施設変更)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

存 ・  無